

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可		
根拠法令及び条項	社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日)(法律第四十五号)第67条第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日)(法律第四十五号)第62条第4項、第65条第2項及び第67条第3項 ※別添の社会福祉法(一部抜粋)参照		
審査基準 設定年月日	平成25年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	設定(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 期間(請求があった日の翌月初日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部障がい福祉課(障害福祉に関する施設に限定する)		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日)(法律第四十五号)抜粋
(施設の設置)

第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
 - 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 建物その他の設備の規模及び構造
 - 五 事業開始の予定年月日
 - 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
 - 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 当該事業を営むための財源の調達及びその管理の方法
 - 二 施設の管理者の資産状況
 - 三 建物その他の設備の使用の権限
 - 四 経理の方針
 - 五 事業の営業者又は施設の管理者に事故があるときの処置
- 4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十五条の規定により都道府県の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。
- 一 当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。
 - 二 当該事業の営業者が社会的信望を有すること。
 - 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
 - 四 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
 - 五 脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。
- 5 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、社会福祉施設設置の許可を与えないならない。
- 6 都道府県知事は、前項の許可を与えるに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(施設の基準)

第六十五条 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営に

ついて、条例で基準を定めなければならない。

- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数
 - 二 社会福祉施設に係る居室の床面積
 - 三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 四 社会福祉施設の利用定員
- 3 社会福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)

第六十七条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 事業の種類及び内容
 - 三 条例、定款その他の基本約款
- 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その事業を営もうとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
 - 3 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号並びに第六十二条第三項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十二条第四項各号に掲げる基準によつて、これを審査しなければならない。
 - 5 第六十二条第五項及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。